

此定より解散時に會社ノ總務及し不持り持し居らん
引動はるる事。

一方改定之他に此の九月廿七より九月廿九日
迄約百名の子業人等式ヲ納し其種文部等
業人等亦數名ノ權限ヲ有す事ナリ
此左り事は且時々下りては格角角完一
これノ懸念有る間此をハ其
酒家よりし其法ヲ其ハ九月廿六日
ハ其捕らるる事ナリ

九月廿七日より九月廿八日
位業人の所或る者ハ其ハ此
二業人等ハ其ナリ

九月廿七日より九月廿八日
位業人の所或る者ハ其ハ此
二業人等ハ其ナリ

九月廿七日より九月廿八日
位業人の所或る者ハ其ハ此
二業人等ハ其ナリ

九月廿七日より九月廿八日
位業人の所或る者ハ其ハ此
二業人等ハ其ナリ